

要望事項 (優先順位 2)

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定された区域住民の安全対策

要 旨

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定された区域の住民に対する安全対策及び指定されることによる資産価値の低下を防ぐため、固定資産税の観点から検討していただくよう要望します。

また、森林災害は、森林の整備がなされずに放置されていることが原因になっていると思われるため、山林の持ち主に森林の整備や安全対策を義務づけることを要望します。

回 答**(行財政局, 左京区役所)**

本市では、大雨等による災害発生が予見される際には、土砂災害警戒区域等にお住いの皆様が適切な避難行動をとることができるよう、平時から土砂災害ハザードマップ等で、危険個所や大雨の際の対策などについて周知を行っています。

また、豪雨等により土砂災害の危険が高まった際には、避難情報を発令し、緊急速報メールや京都市防災ポータルサイト、テレビのデータ放送等、多様な手段を用いて伝達しています。

引き続き、土砂災害警戒区域等にお住いの皆様に対して、必要な啓発活動を行うとともに、遅滞なく適切な避難行動を呼びかけてまいります。

なお、土砂災害特別警戒区域に指定された宅地等に対する固定資産税・都市計画税については、京都市固定資産評価要綱・要領に基づき、「土砂災害特別警戒区域補正率」を適用するなど、災害によって被る損失及び建築規制を考慮し評価しています。

(産業観光局)

森林を適切に整備し、山間地域の安全安心な生活環境を確保することは、極めて重要な課題であると認識しています。

全国的に放置森林が増加する中、平成31年4月に森林経営管理法が施行され、所有者が森林を適切に経営管理する責務が明確化されました。そのうえで、土砂災害警戒区域等の指定区域に関わらず、将来にわたり整備がなされないことが確実に見込まれる放置森林において、災害等の発生を防止するために必要かつ適当であると認める場合は、市町村が所有者に対して伐採又は保育の実施等の必要な措置を実施するよう命令できることとされました。

今後、森林の経営管理状況の把握に努めるとともに、法に定める条件と合致する場合には、放置森林の所有者に対し、適切な整備を行うよう指導してまいります。

(都市計画局)

土砂災害特別警戒区域内の建築物について、当該建築物の所有者が、御自身の責任と負担によって安全対策工事を実施される場合に御活用いただける補助事業「土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策補助事業」を実施しています。

【土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策補助事業の概要】

補助対象建築物：土砂災害特別警戒区域の指定の際に存在していること
居室があること

補助対象となる工事：土砂災害に対する安全対策のために、鉄筋コンクリート造（RC造）の外壁や防護壁を設置する工事

補助率及び補助金額：土砂災害安全対策工事費の23%（最大75万9千円/棟）